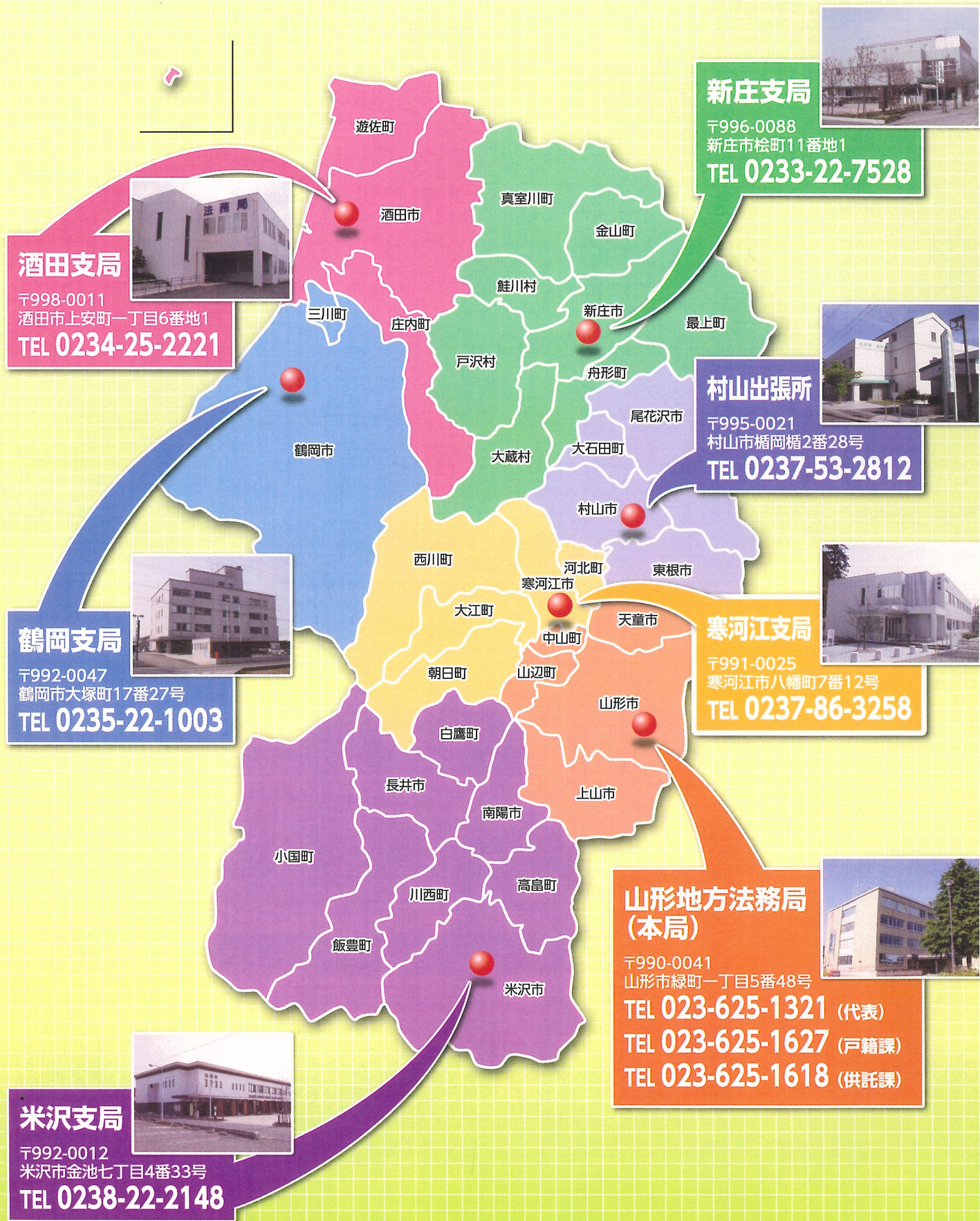


山形地方法務局の管轄一覧

不動産登記の管轄区域

(商業・法人登記は、本局でのみ取り扱っています。)



◆疑問点については、最寄りの法務局にお気軽にお問い合わせください。

国民の権利と財産を守る

法務局のご案内

山形地方法務局



法務局は、法務省の地方組織の一つとして、
登記・戸籍・国籍・供託・人権擁護・訟務など、
みなさまの生活に身近な仕事をしています。



人権イメージキャラクター
人KENまるる君



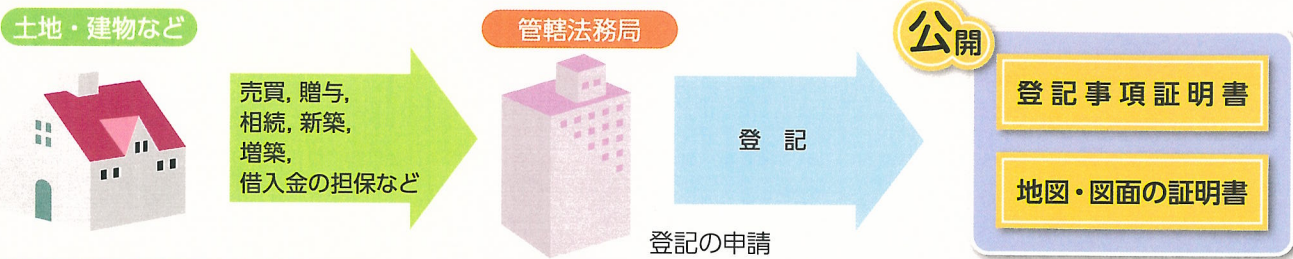
人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

山形地方法務局のホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/yamagata>

不動産登記

不動産登記は、土地や建物の所在・面積のほか、所有者や権利関係などを登記簿（磁気ディスク）に記録し、これを公開することによって、所有者であることを証明したり、所有権や抵当権などの権利関係を確認することで、**不動産取引の安全と円滑**を図る役割を果たしています。



筆界特定制度とは

土地の筆界（境界）に争いがあるとき、筆界確定訴訟（裁判）によることなく、簡便な手続により迅速に筆界の位置を明らかにすることができます。筆界特定は、土地所有者等の申請を受け、**筆界特定登記官**が申請人等に意見や資料の提出を求め、外部専門家である**筆界調査委員**（土地家屋調査士、弁護士、司法書士等）の意見を踏まえて、現地における**筆界の位置を特定**する制度です。

Q 「筆界」とは何ですか？

A 「筆界」とは、ある土地が登記された時に、その**土地の範囲を区画するものとして定められた線**であり、隣接する他の土地との境です。筆界は所有者同士の間で合意によって変更することはできません。したがって、所有者同士が認めた所有権の範囲とないこともあります。

Q 「筆界特定」とは何ですか？

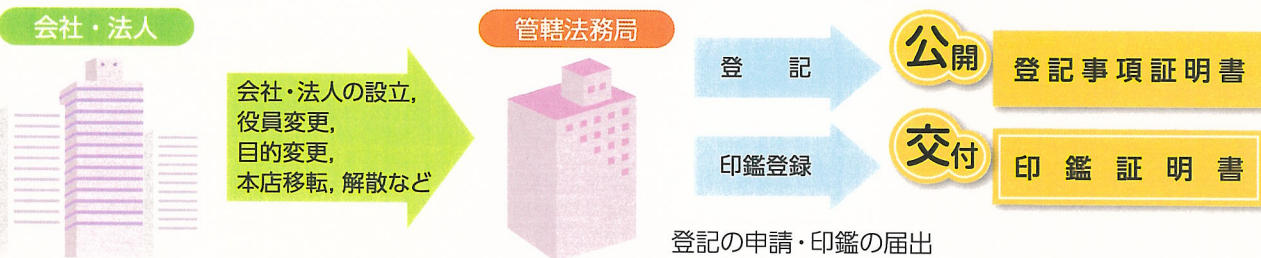
A 1筆の土地の範囲を区画した線（筆界）を、現地において特定することです。筆界特定登記官が調査を行い、**登記した時に定められた、もともとの筆界を明らかにするもの**で、新たに筆界を定めるものではありません。

会社・法人登記

会社や法人は、設立の登記をすることによって成立します（**法人格が付与**されます）。

会社・法人登記は、その商号・名称、所在地、資本金、代表者や事業の目的などを登記簿（磁気ディスク）に記録し、これを公開することによって、**会社・法人との取引の安全や営業活動の円滑**を図る役割を果たしています。

印鑑証明書は、契約書など文書の作成者が本人に間違いのないことを証明するために利用されていますが、会社・法人については法務局で証明書を交付しています。



インターネットを利用した各種サービス

オンライン申請

登記の申請や登記事項証明書の請求等を法務局の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスなどから**インターネットを利用して**することができます。オンライン申請の方法、パソコンの環境設定等については、法務省の「登記・供託オンライン申請システム」のホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/index.html>) をご覧ください。

登記情報提供サービス

インターネットを利用して、自宅やオフィスの**パソコンの画面上で不動産や会社・法人の登記情報、地図・図面の情報をご覧になることができます**。利用方法については、「インターネット登記情報提供サービス」のホームページ (<http://www.touki.or.jp/gatewayhtml>) をご覧ください。

登記情報交換サービス

最寄りの登記所で他の**登記所管轄の不動産、会社・法人の登記事項証明書、会社・法人の印鑑証明書、地図・地積測量図等の証明書が取得できるサービス**です。当局では、管内どの登記所からでも管内全ての証明書が交付請求できます。また、一部を除く全国の登記所の証明書の交付請求もできます。

戸籍・国籍

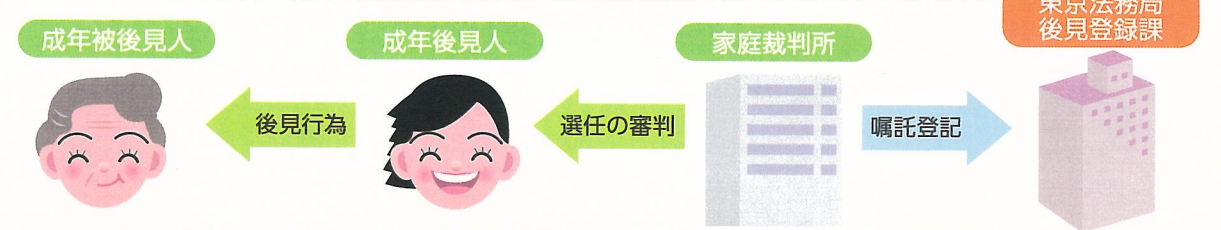
戸籍制度は、日本国民の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録・公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村において取り扱っていますが、法務局では戸籍事務が全国統一的に適正に処理が行われるよう**市区町村に対して助言・勧告・指示**などを行っています。



国籍は、**その国の構成員（国民）であることの資格**です。法務局では、日本国籍を取得するための外国人の帰化許可申請や国籍取得届、日本国民からの国籍離脱届の受理、審査を行っています。

成年後見登記とは

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が十分でない方々を保護・支援する制度です。東京法務局後見登録課は、全国の成年後見登記事務を集中して取り扱い、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータシステムによって登記しています。なお、当局を始め全国の法務局・地方法務局の戸籍課では、成年後見登記に関する登記事項証明書や**登記されていないことの証明書**の発行事務を行っています。



供託

供託は、金銭や有価証券などを国家機関である法務局（供託所）に提出して、その管理を委ね、最終的に供託所がその財産をある人に取得させることによって、**一定の法律上の目的を達成する**制度です。ただし、供託が認められるのは、法令（例えば、民法、商法、民事執行法等）の規定によって、供託が義務付けされている場合又は供託することが認められている場合に限られます。



Q 供託金は電子納付できますか？

A 供託金は電子納付することができます。電子納付とは、ATMやパソコン、携帯電話等を利用して地方税や国庫金を納めるサービスです。「ペイジー」の愛称で呼ばれ、対応したATMには「Pay-easy」マークが表示されています。

人権擁護

法務局では、人権擁護委員と協力し、人権に関する相談や人権を侵害された方の申告等に基づき、必要な調査を行い、人権侵害による被害の救済を行うとともに、地域の皆様に**人権尊重の重要性と必要性を理解していただく**ため、人権啓発フェスティバルや中学生人権作文コンテスト、子どもの人権SOSミニレター事業など、様々な人権啓発活動を行っています。

人権擁護委員は、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。

人権侵害に関する相談はこちら
 みんなの人権110番 0570-003-110
 子どもの人権110番 0120-007-110
(フリーダイヤル)
 女性の人権ホットライン 0570-070-810
ゼロナゾ ハットライン

インターネットでも相談を受け付けています
 インターネット人権相談 検索
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
 sos-eメール
<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



訟務

国を相手方とする民事や行政に関する裁判を起こされたとき、あるいは国が原告となって裁判を起こすときは、所管の行政機関が個別に対応するのではなく、法務大臣が国を代表し、法務局の職員が**国の指定代理人**として統一的・一元的に主張・立証などの訴訟活動を行っています（法律による行政の原理の確保）。また、行政機関からの照会に応じて法的意見を述べたり、助言をすることによって国の行政等をめぐる紛争を未然に防止する役割も担っています。

